

長合協第21号  
平成19年5月30日

一宮パブリック・サービス・アカデミー  
代表 馬淵 昌也 様

長生郡市合併協議会  
会長 石井 常雄



要望事項に対する対応について（回答）

平成19年5月23日付けで、要望書の提出のあったことについては、平成19年5月27日に開催した第3回長生郡市合併協議会において協議した結果、下記1のとおりとなりました。また、正副会長会議の運営に係る質問事項については下記2のとおり回答します。

記

- 1 要望のあった、正副会長会議、幹事会、専門部会の公開と議事録の作成については、これを実施しないこととなりました。
- 2 正副会長会議の運営についての質問に対する回答
  - ① 正副会長会議はなぜ設置されたのか  
新設合併であることを改めて踏まえる意味から、全市町村長を会長・副会長に位置付けた上で、協議案の調整を行う会議を協議会の規約第9条に規定し、役割を明確にしたものです。
  - ② 議決はどのように行われているのか  
正副会長会議は、会議運営規定等は制定せず、正副会長相互の協議・了解のもとで会議運営を行っています。提案議案をどのように決定するかについても個別に協議しながら進めています。
  - ③ 議決方法の正当性はあるのか  
協議会規約上、議案は会長が提出するものと規定されており、正副会長会議における調整を通じて、会長が提案議案を定めるものです。したがって、正副会長会議において採決をした場合、その結果は、会長が判断する上での判断材料となると考えています。
  - ④ 正副会長会議の規約（会議規定等の意味）をつくる予定はあるか  
予定はありません。